

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 17 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780027

研究課題名(和文) WTO紛争解決制度における「共通利益」

研究課題名(英文) The Common Interest in the WTO Dispute Settlement System

研究代表者

張 博一 (Zhang, Boyi)

同志社大学・法学部・助教

研究者番号：70634020

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：WTOにおける「共通利益」は、実体法と手続法の双方において規律の拡大と実効性を確保し、条約体制としての構造強化から導き出される概念であり、加盟国が多数国間条約体制の下で共通して目指す共同体利益 (community/systemic interest) とみるべきである。

その意味において、WTOにおける「共通利益」は、国家の個別利益には還元できない一般利益とは区別された、国民経済利益の確保・拡大に動機づけられた国際行政行為を支える概念であると捉えるのが妥当であり、それ自体として何らかの法的効果を直ちに生じさせるものではない。

研究成果の概要(英文)：The concept of "common interest" in WTO can be derived from its reinforced structure as a treaty system, which comes with new regulations and the effective enforcement procedures. The "common interest" should be interpreted as community/systemic interest, that is, all WTO Member States are working on the same object under the multilateral treaty so as to enlarge their individual interests. Therefore, The concept of "common interest" in WTO must differentiate from "general interest" that transcends the individual interests. It remains an abstract idea supporting the system as a whole, no legal consequences can be deduced from it per se.

研究分野：国際法

キーワード：WTO法体制 共通利益/共有の利益 二辺性 多角性 訴えの利益 対抗措置 スペシャルレジーム

1. 研究開始当初の背景

現在の国際社会には、国家相互間の契約的利益とは異なる「共通利益」が存在し、それを実現するための規範及びその規範の遵守を確保するための手続がいくつかの分野で形成されつつあることは国際法学者の共通認識である。共通利益が最も顕著に現れている分野の一つに国際経済分野がある。経済のグローバル化と相互依存の深化・増大を背景に、複雑に交差し合う無数の経済的ネットワークは各国における生産及び貿易を拡大させながら、一つの多角的な自由貿易体制を織り成している。このような多角的自由貿易秩序が確立するなかで、その維持と発展に中心的な役割を担う世界貿易機関(WTO)は、GATT期の加盟国の「主観的利益」の均衡を図る二国間関係の算術的総和から、一つの「共通利益(common interest)」の実現を目指す法体制へと変容したとする見解が広く共有されている。

2. 研究の目的

「共通利益」という術語はこれまでに多義的に用いられ、現状を描写する‘イメージ’以上の議論は十分に行われてこなかったように思われる。とりわけ、多数国間条約における「共通利益」を論じる際には、次の点に留意する必要がある。すなわち、多数国間条約体制は、特定の利益を共有する国家が自国の個別利益の最大化または相互依存関係の増大に基づく協力の必要性といった観点から、その合意によって作り出される利益共同体であり、通常、何らかの共通利益をその存立基盤としている。そしてWTOの場合、これを端的に示すならば「自由貿易の促進・拡大」である。しかし、国家集団は自由貿易の促進によって利益を享受しうるが、これは必ずしも一般利益(general interests)であるとは限らず、WTO加盟国が共同体構成員としても共通利益と、いわゆる一般利益との間には‘距離’があり、両者を十分に区別して議論を進める必要がある。

本研究は、WTO法体制がもつ「共通利益」が、単なる抽象的な理念、あるいは目指すべき目標としてのレベルを超えて、どの程度「法的利益」として定立するに至っているのか、すなわち、当該概念の存在が条約義務の性質、締約国の権利義務関係、さらには紛争解決にいかなる実質的変化をもたらしているのかについて検証することを目的とした。

3. 研究の方法

法的な側面から「共通利益」を分析する方法の一つに、条約義務の違反に対する反応がある。条約義務の履行確保制度の在り方は通常、その規律対象としている実体規則の性格を反映している。とりわけ、共通利益は国家

の個別的な利益とは別個に存在する点に意義があり、その実現もまた二国間性を基礎とする伝統的国家責任論とは異なる新たな理論枠組みが用意されてしかるべきである。これらのことから、ある義務違反が生じた場合に、被害国の主観的・個別的利益の救済の他に、共通利益の回復・実現という観点から、他の条約締約国にも法的利益が認められ、その利益を根拠として具体的な措置をとることが認められているのか、また、認められているとすればそれはどのような法理に基づくものかを検討することは、共通利益を確認する一つの手掛かりとなる。

もっとも、履行確保は手続上の諸制度であって、履行確保手段を広く認めることは必ずしも実体上の共通利益の存在を意味しないし、また逆に共通利益を履行する手続がないことは、必ずしも当該利益が存在しないことを意味せず、実体法上の権利義務と手続法上の諸規則の間に常に絶対的な相互関連性が認められるわけではない。しかし同時に、WTOといった自己完結的なレジームの場合、加盟国はその合意に基づいて、個々の分野でその保護する法益に応じた履行確保制度を個別に指定しうることから、WTO紛争解決制度における履行確保に関する規範構造を分析し、その制度的特徴を明らかにすることを通して、当該条約体制が保護しようとする「利益」を導くこともまた可能である。

本研究は、WTO紛争解決手続における履行確保制度に焦点をあてて考察を加えた。もっとも、「共通利益」の定義については統一した理解が存在せず、論者によってその捉え方の差異がみられる。そしてこの捉え方の差異こそがこれまでのWTOにおける共通利益論をめぐる見解の相違に繋がっているとの認識から、まず議論の前提として、WTO義務の性質とWTOにおける「共通利益」をめぐる従来の議論を整理した。そのうえで、WTO紛争解決手続における履行確保制度として、紛争解決機関への申立要件と、勧告及び裁定が実施されない場合に発動される対抗措置に着目し、直接的損害を被っていない締約国も「共通利益」を根拠として、これらの措置を請求する権利が認められているか、認められる場合にその根拠は何かについて検討した。WTOにおいて、ある義務違反が生じた場合に、被害国の主観的・個別的利益の救済の他に、共通利益の回復・実現という観点から、他の条約締約国にも法的利益に基づく具体的な措置をとることが認められているのか、また、認められているとすればそれはどのような法理に基づくものかについて検討を行った。

4. 研究成果

GATTからWTOへの移行に伴う規律範囲の拡大と機能強化は、貿易の自由化を実現する条約体制の確立と当該条約体制のもとで

加盟国が享受する「共通利益」の存在を認識させる。しかしながら、これらの特徴は、GATTからWTOへの条約義務の性質または締約国間の権利義務の変化を示すものではない。そこに従来の議論の混乱がある。

まず、最恵国待遇原則に関して、その本質は、すべての締約国に平等な待遇を与え、比較優位の原理に基づいて最も効率的な結果を達成することであり、そのための手段としての同質の義務の複製、普遍的適用である。つまり、最恵国待遇原則はあくまでも競争条件の形式的平等を機械的確保のためのツールであり、均霑される義務の性質そのものに関するものではない。二辺的な譲許は国家から国家に、そしてすべての他のWTO加盟国に与えられる。しかし、この二辺的な譲許は最恵国待遇原則という手段によって、各々のWTO加盟国の個別的な利益の総和よりも貴重な何らかの「全体的な共通利益(global common)」に昇華するわけではない。

次に、WTO体制の下では、関税の漸進的引下げ交渉を進めると同時に、直接に貿易に関連する規制以外の領域についても新たな規律を導入することに成功した。これらの協定は、すべての締約国の国内規制に対して国際的基準を一律に課すところに特色があることから、これらの新しい義務は締約国間相互間の二辺関係の束というよりも、一般的に適用される「規則」であると捉えることができるとする見方である。しかし、国内規制の国際的統制における「共通利益」の議論に関しても、非貿易分野での条約義務が課されているということと、義務の性質そのものとは明確に分けて論じる必要があり、国際的統制の数の増加とGATTからWTOへの条約義務の性質の変化を結びつけて論じることができない。

最後に、WTO共通利益の論拠として最も引用される紛争解決制度の司法化である。確かに、精緻な司法手続に加え、貿易政策監視制度(TPRM)および委員会・作業部会における通報・監視制度、WTO法諮問センターといった行政的・非強制的な執行メカニズムを備え、これらの諸制度を通して、多边的国際制度による監視や義務の履行確保を促進するWTOは、公法的秩序を維持・促進を目的とする国際コントロールや国際監督に親和的である。しかし、留意すべきは、多数国間条約は二国間の権利義務関係とは異なる共通利益を保護するための制度的特徴をもちうるが、このような条約制度における遵守の強化は条約義務の性質そのものには何ら変化は生じない、あくまでも機能的に処理するための制度である。その例として、WTOのような紛争解決条文規定によって申立権の拡大が認められている場合に、共通利益の反射的効果としてすべての締約国に原告適格を認めるという場合以外に、それは専ら締約国がそのような手続的規則を置くことに同意した、すなわち、条約の制度設計に還元

される問題にすぎない場合があり、訴訟の当事者適格と条約義務の性質を当然に結びつけることには慎重にならなければならない。

このように、「共通利益」は広義において複数国に共通する法益を指すが、そこには意味の異なる二つの概念、すなわち、国家の個別利益には還元できない一般利益と、国家の個別利益の総和としての「共有の利益(commonly shared interest)」が含まれている。そしてWTO法体制がもつ共通利益は国際社会の一般利益ではなく、あくまでも加盟国が多数国間条約体制の下で共通して目指す共同体利益(community/systemic interest)とみるべきである。もっとも、あらゆる国際組織が、何らかの国際的利益すなわち加盟国の共通利益を追求する機能を担っており、加盟国はこのような共通利益の実現に協力し、その果実を享受することに鑑みれば、「共通利益」は締約国を一つの条体制下に結びつける価値そのものである。よって、ここで論じられている「共通利益」は、WTOに固有の新しく生成した概念ではなく、国際相互依存の拡大と発展により生じた国際的公共事務を処理するために、国民経済利益の確保・拡大に動機づけられた国際行政行為の一形態であり、WTOはGATTや他の多数国間条約体制に比べ、より成熟したものとなっていると捉えるのが妥当である。

「共通利益」論が顕われた背景には、国際法の構造転換があるが、このような構造転換は二つのタイプの「共通利益」概念の出現をもたらしたとみることができ。一つが国際社会の根本的利益を保護するため、一部の特殊な義務に対世的性格を認めるものであり、本研究では、このような「上位価値」としての「共通利益」や対世的義務はWTOには存在しない、あるいは、少なくとも現段階でそのような利益及び義務の存在を確認することができないと結論づける。「WTO義務の性質」をめぐる議論と「利益共同体」としてのWTOの構造変化をめぐる議論は分けて論じられるべきである。

しかし、国際法の構造転換は、一部の新たな規範とその規範に係る権利義務関係を生み出しただけでなく、多数国間に関係する国際的な利益を機能的に実現のための「利益共同体」の生成をもたらしたこともまた注目すべきである。WTOは経済分野における相互依存関係の深化と活動範囲の拡大に伴い、加盟国の合意に基づいて作り出された「多数国間協力方式」の一つである。このような協力方式のもとで、加盟国は自国利益を「自由貿易秩序の維持と安定」という共同体利益に投影し、他国と協働してこのような「共有の利益」の保護と実現を図ろうとする認識が飛躍的に増大した。WTOはまさに、国家間の「経済的利益」を最大限に共有するポジティブ・サムを目指す利益共同体として、加盟国の「共有の利益」を実効的に保護するための法体制であるとみることができ。このように、

WTO は「貿易」という二面的性格を基本としながら、条約遵守を確保するための強力な制度枠組みをもつハイブリッドなレジームを独自に作り上げているのであり、加盟国がこのような強力な制度枠組みに同意するのは、「国際自由貿易秩序の維持と安定」という「共有の利益」が自国の個別利益と強固に密接に相互関連しているためであり、このような加盟国の認識が強固な条約体制を支え、ここに WTO 法体制の特色があり、「共通利益」を持つに至ったと言われる所以だと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1 張博一、「論国際法中対抗措置的均衡性原則(The Principle of Proportionality in the Law of International Countermeasures)」『澳門研究(Journal of Macau studies)』2015年第2期(澳門大學澳門研究中心、2015年)、査読有、187~194頁。

2 張博一、「WTO 紛争解決制度におけるDSU25条仲裁の位置づけ」『日本国際経済法学会年報』第25号、(日本国際経済法学会、2015年)、査読有、171~191頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

1 張博一、「WTO 紛争解決制度における「共通利益」概念 — 履行確保の視点からの示唆」日本国際法学会第118年次研究大会、名古屋国際会議場(2015年9月20日)

2 張博一、「WTO 紛争解決制度における「仲裁」の役割」日本国際経済法学会第24回研究大会、西南学院大学(2014年11月1日)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：

権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
該当せず

6. 研究組織

(1) 研究代表者

張博一 (Zhang, Boyi)
同志社大学・法学部・助教
研究者番号：70634020

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：